

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)	．．．．．	1
○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)	．．．．．	2

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表（第十七条関係）

六 七 一	六	一 五	
(略)	(二) (五) (略) (削る)	(略)	技 術
(略)	(略)	(略)	外国

現 行

別表（第十七条関係）

六 七 一	六	一 五	
(略)	(六) 数値制御装置の附属装置の設計 に係る技術であつて、経済産業省令 で定めるもの	(略)	技 術
(略)	(略)	(略)	外国